

成年後見制度 Q&A

※個々のケースにより、回答が異なる場合があります。



質問1

成年後見人が就くと、買い物は自分でできなくなるの？

食べ物、洋服など日常生活に必要なものは自分で買えるよ。



回答1



質問2

成年後見人等には何でも頼めるの？

家族とは違うから、頼めないこともあるよ。



回答2



質問3

成年後見人等は申立てをしてからどのくらいで決まるの？

1か月から3か月くらいが多いみたいだよ。



回答3



質問4

申立てにはどのくらいの費用がかかるの？

手数料の印紙代と切手代で1万円くらいかかるよ。



回答4



質問5

成年後見人等に支払う報酬はどのくらいなの？

本人の生活に支障のない範囲で裁判所が決めるよ。



回答5

成年後見制度の利用や申立てについてのご相談は、お住まいの地域の市役所・町役場、地域包括支援センターや相談支援事業所、社会福祉協議会などへ（福）静岡県社会福祉協議会のホームページ(www.shizuoka-wel.jp/money/guardian/) [「福祉の制度を利用したい・相談したい」>「成年後見制度」>「相談窓口一覧」] を参照

お問い合わせ先

詳しくは窓口で聞いてね!

このパンフレットは法定後見の説明をしています。

あなたや家族、知り合いの困りごと、心配ごとはありませんか？



暮らしのサービスがうまく使えない



お金のやりくりができない



書類の手続きに困っている



悪い人にだまされたらどうしよう



これらの不安を解消してくれるのが
成年後見制度
なんだ



子どもの将来が不安

成年後見制度とは？

ほうていこうけんせいど
(法定後見制度)

認知症、知的障がい、精神障がいなどがあることで、日常生活で困りごとや心配ごとが起きることがあります。そんな方たちが自分らしく安心して暮らせるよう、本人の気持ちを大切に、生活や財産を守る、契約を代わりに行うなど、法的にさまざまな支援を行う制度です。



後見制度を利用するには？

ほうていこうけんせいど
(法定後見制度)

1 相談

本人や家族・支援者

地域包括支援センターや相談支援事業所、社会福祉協議会などに相談してみましよう。

2 申立書類の準備

申立人 専門職

準備の仕方も相談できます。(弁護士、司法書士に依頼する場合は有料)

3 家庭裁判所に申立て

受付後、家庭裁判所が調査などを行います。

4 成年後見人等の決定

本人

裁判官が成年後見人等を決めると、あなたの支援者がもう1人増えます。

成年後見人等ってどんな人？

本人の気持ちや体の状態、生活状況に合った支援を行う人を裁判官が選びます。



どんなことをしてくれるの？

